

令和6年度 倉敷市立真備東中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校においてもいじめと認知される事案は発生している。そのほとんどが早期に解決が図られ、経過観察を継続しているものである。いじめの未然防止のためには、単発的な研修会や防犯教室だけに頼るのではなく、相手の気持ち慮り、絶対に人や物を傷つけてはならないという規範意識を育成すること共に、生徒同士、生徒と教職員、保護者が温かい人間関係で結ばれることが大切である。また、普段の教科の学習や道徳教育はもちろん、学校・学年行事等を介して、生徒自身がしっかりと考え判断することができる力を付けさせたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめの定義と捉え方

- ・「児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」(…いじめ防止対策推進法(平成25年)第2条)による定義
- ・いじめは、「どの学校でも、どの子供にも起こり得る」という認識に立ち、「いじめを積極的に認知」する。
- ・「けんかややぶざけ合いでも、いじめかもしれない」という視点で、背景にある事情の調査を行い、判断し、すぐに対処する。
- ・100%解消を目指し、組織的に徹底して取り組む。「解消」とは、行為が止んだ状態を3か月以上、面談などを通して経過観察し、確認する。

保護者・地域との連携

- 〈連携の内容〉
- ・いつでも子どもが相談できる温かい家庭関係を保ち、いじめ等の早期発見に務める。
 - ・いじめの未然防止・早期発見のために、子どもの様子の変化を感じ取り、学校や関係機関と連携を図る。
 - ・スマホやSNSによるいじめ問題の未然防止・早期発見のために、子どもとメディアの使用ルール等をしっかりと確認し、常に相手や内容等の管理を確実に行う。
- 〈保護者の責務〉
- ・家庭においては、就学前の幼児期から、人との関わり、生活習慣、規範意識などに配慮した子育てを行う。
 - ・保護者は、学校園、地域と連携し、いじめの未然防止、早期発見、解消に関わる。
- (岡山県いじめ問題対策基本方針)

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づき取り組みの実施、認知したいじめ事案に対する対応の検討。
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・年3回(4月・9月・1月)
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・職員会議等で伝達
 - ・いじめ対策委員会の構成メンバー
 - ・校外:スクールカウンセラー(必要に応じて招集)
 - ・校内

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、
学年生徒指導担当、生徒支援 Co

全 教 職 員

関係機関等との連携

- 〈連携機関〉
- ・県教育委員会
 - ・倉敷市教育委員会
 - ・地域関係団体
- 〈連携の内容〉
- ・ネット・ポロールの実施
 - ・カウンセンシング、相談活動
 - ・各種啓発活動
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭、生徒指導主事
- 〈連携機関〉
- ・玉島警察署
- 〈連携の内容〉
- ・防犯教室の実施
- 〈学校側の窓口〉
- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

- ① いじめの防止
- ・生徒同士、生徒と教職員、保護者間の温かい人間関係の育成と人権意識を高める取り組みの実施。
 - ・教科の学習や道徳教育、学校・学年行事等を通して、生徒自身がしっかりと考え判断することができる力の育成。
 - ・生徒会が主催となり、「いじめを考える週間」等生徒自らが主体となって考える取組を支援する。
 - ・警察等の外部機関と連携し、防犯教室等を実施し、生徒の規範意識を高める。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別が発生しないように、日ごろから人権についての意識を高める。
- ② 早期発見
- ・生活ノート等を活用し、日常生活における生徒の悩みや困りごとを、担任等に気軽に相談できる雰囲気大切に、生徒の訴える力の育成や互いに支え合う風土を培う。
 - ・年5回学校生活(いじめを含む)についてのアンケート、教育相談週間を実施する。
 - ・担任等への相談や、保健室での相談内容を、職員間で適切に共有し、組織としていじめの早期発見に努める。
 - ・保護者や外部機関等との連携を密にし、早期発見に努める。
- ③ いじめの対処
- ・いじめが認知された場合は、被害者の気持ちを重視しながら、事実関係を確認し、適切に把握する。
 - ・緊急のいじめ対策委員会を実施し、情報を共有し、今後の指導のあり方を協議する。
 - ・被害生徒に対しては、3か月以上見守り続け、生徒本人及び保護者が心身の苦痛を感じていないかを面談等で確認する。
 - ・加害生徒に対しては、本人・保護者に事の重大さを気付かせるなど適切かつ毅然とした対処を行うと共に当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。